第1849号
令和6年11月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

（目　次）

◎裁判例 …… 1

（刑事）

●控訴審判決が、第１審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和４年法律第９７号による改正前のもの）１３条１項の規定による没収に換えて同法１６条１項の規定による追徴を言い渡すことと刑訴法４０２条に規定するいわゆる不利益変更禁止の原則

（令和４年（あ）第１０５９号・令和６年１０月７日　第三小法廷決定　棄却）

◎最高裁判所判例要旨 …… 3

（民事）

●嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができるか

（令和５年（受）第２８７号・令和６年６月２１日　第二小法廷判決　破棄自判）

●地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係と借地借家法３２条１項の適用の有無

（令和４年（受）第１７４４号・令和６年６月２４日　第一小法廷判決　破棄差戻し）

●１　優生保護法３条１項１号から３号まで、１０条及び１３条２項（３条１項１号、２号及び１０条については、昭和２３年９月１１日から平成８年９月２５日までの間、３条１項３号については、昭和２３年９月１１日から平成８年３月３１日までの間、１３条２項については、昭和２７年５月２７日から平成８年９月２５日までの間において施行されていたもの）と憲法１３条及び１４条１項

２　優生保護法３条１項１号から３号まで、１０条及び１３条２項（３条１項１号、２号及び１０条については、昭和２３年９月１１日から平成８年９月２５日までの間、３条１項３号については、昭和２３年９月１１日から平成８年３月３１日までの間、１３条２項については、昭和２７年５月２７日から平成８年９月２５日までの間において施行されていたもの）に係る国会議員の立法行為の国家賠償法１条１項所定の違法性の有無

３　裁判所が民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）７２４条後段の除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる場合

４　民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）７２４条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

（令和５年（受）第１３１９号・令和６年７月３日　大法廷判決　棄却）

●労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和２年法律第１４号による改正前のもの）１２条３項所定の事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟と事業主の原告適格

（令和５年（行ヒ）第１０８号・令和６年７月４日　第一小法廷判決　破棄自判）

●退任取締役の退職慰労金について内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の株主総会決議がされた場合に、上記退任取締役に対し上記内規の定める基準額から減額した退職慰労金を支給する旨の取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例

（令和４年（受）第１７８０号・令和６年７月８日　第一小法廷判決　破棄自判）

●１　宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例

２　宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

（令和４年（受）第２２８１号・令和６年７月１１日　第一小法廷判決　破棄差戻し）

●租税特別措置法施行令（平成２８年政令第１５９号による改正前のもの）３９条の１１７第８項５号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」の意義

（令和４年（行ヒ）第３７３号・令和６年７月１８日　第一小法廷判決　破棄自判）

（刑事）

●不正に入手した暗号資産ＮＥＭの秘密鍵で署名した上でＮＥＭの移転行為に係るトランザクション情報をＮＥＭのネットワークに送信した行為が刑法２４６条の２にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例

（令和４年（あ）第１４６０号・令和６年７月１６日　第三小法廷判決　棄却）

◎最高裁判所裁判例要旨 ……… 6

（民事）

●飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例（昭和３７年大津市条例第７号。令和元年大津市条例第２５号による改正前のもの）１１条１項１号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

（令和４年（行ヒ）第３１９号・令和６年６月２７日　第一小法廷判決　破棄自判）

◎記事 ……… 7

●叙位・叙勲（８月分、死亡者のみ）

●人事異動（１０月２日～１０月２１日）

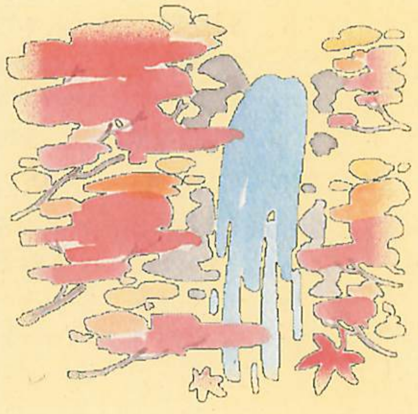

裁判例

刑事

◎ 控訴審判決が、第1審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和4年法律第97号による改正前のもの）13条1項の規定による没収に換えて同法16条1項の規定による追徴を言い渡すことと刑訴法402条に規定するいわゆる不利益変更禁止の原則

件名　各組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

最高裁判所令和4年（あ）第1059号
令和6年10月7日　第三小法廷決定　棄却

被告人　株式会社ＤｏｉＴ　ほか1名
原　審　東京高等裁判所

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

検察官の上告趣意は、判例違反をいうが、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、被告人両名の弁護人室之園大介の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人両名の各上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

検察官の所論に鑑み、職権で判断する。

1　第1審判決は、①被告人両名から、被告人株式会社ＤｏｉＴの暗号資産（仮想通貨）交換所運営会社に対する暗号資産等債権で、同社が運営していた暗号資産交換所のアカウント（株式会社ＤｏｉＴ名義）内に残存する資産及び保留取引に関する資産である㋐暗号資産ＮＥＭ0．777078ＸＥＭ、㋑暗号資産ＮＥＭ4万4243．921215ＸＥＭ（保留取引分）、㋒暗号資産ＢＴＣ0．00002020ＢＴＣ、㋓17円にそれぞれ係る金銭債権（当該債権は犯罪被害財産）を没収するとともに、②被告人両名から連帯して2595万0033円（当該金額は犯罪被害財産の価額）を、被告人土井隆義から3966万9577円（当該金額は犯罪被害財産の価額）を追徴する旨言い渡した。

被告人両名が控訴したところ、原判決は、前記①㋐㋑㋒の没収について、暗号資産の移転を目的とする債権は、令和4年法律第97号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）13条1項にいう「金銭債権」に当たらず、これを没収した点で第1審判決には同項の解釈適用の誤りがあるとして第1審判決を破棄し、没収の対象を前記①㋓に相当する預り金返還請求権に限定した。他方、原判決は、原審検察官が前記①㋐㋑㋒の相当価額を被告人両名からの追徴額に加算すべきである旨主張したのに対し、没収に換えて追徴を科すことは、同じ金額であっても利益剥奪の対象が個別財産から一般財産に広がることとなり、特段の事情がない限り、被告人両名の不利益になる旨説示して、第1審判決と同額の追徴（前記②）にとどめた。

2　しかしながら、法は、法13条1項の規定による財産の没収の換刑処分・代替処分として、法16条1項において当該財産相当価額の追徴を定めており、両者が等価値であることを前提としている。そして、「没収」と「追徴」とは剥奪の対象となる財産の範囲を異にしており、このような没収と追徴の対象財産の差異は、法においても織り込み済みと解され、法13条1項の規定による没収と法16条1項の規定による追徴の等価値性を左右するものとはいえない。そうすると、被告人のみが控訴した場合において、第1審判決が法13条1項の規定により没収するとした財産について、控訴審判決において、没収に換えて法16条1項の規定によりその相当価額の追徴を言い渡すことは、刑訴法402条にいう「原判決の刑より重い刑を言い渡す」ことにはならないと解するのが相当である。

これと異なる原判断には、同条の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ず、本件において、控訴審判決が、被告人両名から前記①㋐㋑㋒に係る財産を没収するのに換えてその相当価額を第1審判決における被告人両名からの追徴額に加算することも許されるというべきである。

3　もっとも、法13条1項、16条1項の各規定による没収、追徴は、任意的なものであるところ、本件において、被告人両名が収受した犯罪収益の総額が多額に上る中で、被告人両名が現に得た利益はごく一部にとどまり、原判決は、被告人両名又は被告人土井隆義に対し、被告人両名が現に得た利益の大部分に相当する額の追徴を言い渡していること等、諸般の事情を勘案すれば、原判決が前記①㋐㋑㋒に係る財産の相当価額として見込まれる額を追徴額に加算しなかった

ことをもって、これを破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められない。

よって、刑訴法４１４条、３８６条１項３号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官　石兼公博　裁判官　宇賀克也　裁判官　林　道晴　裁判官　渡辺惠理子)

最高裁判所判例要旨

民事

○ 嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができるか

令和5年（受）第287号
令6・6・21二小判　破棄自判
民集78巻3号本誌1842号

嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる。
（補足意見がある。）

○ 地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係と借地借家法32条1項の適用の有無

令和4年（受）第1744号
令6・6・24一小判　破棄差戻し
民集78巻3号本誌1842号

地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法32条1項の適用がある。

○ 1　優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項（3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの）と憲法13条及び14条1項

2　優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項（3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの）に係る国会議員の立法行為の国家賠償法1条1項所定の違法性の有無

3　裁判所が民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる場合

4　民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

令和5年（受）第1319号
令6・7・3大判　棄却
民集78巻3号本誌1843号

1　優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項（3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの）は、憲法13条及び14条1項に違反する。

2　優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項（3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの）に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受ける。

3　不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる。

4　優生保護法（昭和27年法律第141号による改正後のもの）3条1項1号の規定に基づいて生殖を不能にする手術を受けた者及びその配偶者並びに同法13条2項の規定に基づいて生殖を不能に

する手術を受けた者が、国に対し、上記各規定を含む優生保護法の関係規定に係る国会議員の立法行為は違法であると主張して、国家賠償法１条１項に基づく損害賠償を求めた場合において、次の⑴～⑸など判示の事情の下では、上記の者らが上記損害賠償を求める訴えを提起した後に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、施行されたことを考慮しても、上記の者らの上記の損害賠償請求権の行使に対して国が民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）７２４条後段の除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。

⑴　国は、約４８年間にわたり、国家の政策として、優生保護法３条１項１号から３号まで、１０条及び１３条２項の規定（３条１項１号、２号及び１０条については、昭和２３年９月１１日から平成８年９月２５日までの間、３条１項３号については、昭和２３年９月１１日から平成８年３月３１日までの間、１３条２項については、昭和２７年５月２７日から平成８年９月２５日までの間において施行されていたもの）に基づく施策を実施してきた。

⑵　国は、上記施策の実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際に身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の厚生事務次官通知を各都道府県知事宛てに発出するなどして、優生手術を行うことを積極的に推進していた。

⑶　上記施策が実施された結果として、少なくとも約２万５０００人の者が上記規定に基づいて生殖を不能にする手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという被害を受けた。

⑷　上記訴えを提起した者らについて、上記損害賠償請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき事情があったことはうかがわれない。

⑸　国は、平成８年に上記規定が削除された後、長期間にわたって、上記規定により行われた生殖を不能にする手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続けてきた。

（３につき補足意見及び意見、４につき補足意見がある。）

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和２年法律第１４号による改正前のもの）１２条３項所定の事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟と事業主の原告適格

令和５年（行ヒ）第１０８号
令６・７・４一小判　破棄自判
民集７８巻３号本誌１８４３号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和２年法律第１４号による改正前のもの）１２条３項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた同項所定の労働者災害補償保険法（令和２年法律第１４号による改正前のもの）の規定による業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない。

○ 退任取締役の退職慰労金について内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の株主総会決議がされた場合に、上記退任取締役に対し上記内規の定める基準額から減額した退職慰労金を支給する旨の取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例

令和４年（受）第１７８０号
令６・７・８一小判　破棄自判
民集７８巻３号本誌１８４３号

退任取締役の退職慰労金につき、退任時の報酬月額等により一義的に定まる額を基準とするが、退任取締役のうち在任中特に重大な損害を与えたものに対しこの基準額を減額することができること等を定める内規が存在する株式会社の株主総会において、取締役を退任する者の退職慰労金について、上記内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議がされた場合に、次の⑴～⑷など判示の事情の下では、上記会社の取締役会がした、上記の者に対し、同人の退職慰労金に係る基準額として算出した３億７７２０万円から減額した額である５７００万円の退職慰労金を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということはできない。

⑴　上記取締役会は、上記の者が、代表取締役在任中に、①長期間にわたって上記会社から社内規程所定の上限額を超過する額の宿泊費等を受領し、このことが発覚した後には、いったん負担した当該超過分に係る源泉徴収税相当額を上記会社に転嫁するとともに、社内規程に違反する宿泊費等の支給を実質的に永続化する目的で自らの報酬を増額

したこと、②複数年度にわたり、交際費として従前の支出額を大幅に超過する額を上記会社に支出させるなどしたこと等を考慮して上記決議をした。

(2) 上記の者と利害関係のない弁護士等で構成された調査委員会による調査等の結果をとりまとめた調査報告書では、上記①の行為は特別背任罪に該当する疑いがあり、上記②の行為も正当化することができず、上記の者はこれらの行為により上記会社に多大な損害を与えたとの指摘がされた。

(3) 上記決議は上記調査報告書の内容を踏まえたものであったところ、上記調査委員会が調査等に当たって収集した情報に不足があったことはうかがわれない。

(4) 上記取締役会は、上記①の行為につき告訴をして退職慰労金を支給しないとする上記調査委員会から提示された案も検討したが、審議の結果、告訴をせずに退職慰労金を大幅に減額する旨の判断に至った。

○ 1　宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例
2　宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和４年（受）第２２８１号
令６・７・１１一小判　破棄差戻し
民集７８巻３号本誌１８４３号

1 宗教法人Ｙとその信者Ａとの間において締結された書面による不起訴の合意は、次の(1)～(4)など判示の事情の下においては、公序良俗に反し、無効である。

(1) Ａは、上記の締結の当時、８６歳という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

(2) Ａは、Ｙの教理を学び始めてから上記締結までの約１０年間、その教理に従い、１億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓してＹの儀式に参加していた。

(3) Ｙの信者らは、上記書面の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手続にも同行し、その後、Ａの意思を確認する様子をビデオ撮影した。

(4) 上記不起訴の合意の内容は、上記多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであった。

2 宗教法人Ｙの信者らによる信者Ａに対する献金の勧誘について、次の(1)～(3)など判示の事情の下においては、献金をする者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により上記の者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度等を総合的に考慮し、上記勧誘が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採ることなく、上記信者らが上記勧誘において献金をしないことによる具体的な害悪を告知したとは認められない、Ａがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとは認められないなどとして上記勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には、献金勧誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった違法がある。

(1) Ａは、献金当時、８０歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていた。

(2) Ａは、Ｙに対し、１億円を超える多額の献金を行い、また、自己の所有する土地を売却してまで献金を行い、残りの売得金をＹの信者らによって構成される組織に預け、同組織を通じてさらに献金を行うとともに、同組織から生活費の交付を受けていた。

(3) Ａの献金をめぐる一連の行為は、いずれもＹの信者らによる勧誘等を受けて行われたものであった。

○ 租税特別措置法施行令（平成２８年政令第１５９号による改正前のもの）３９条の１１７第８項５号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」の意義

令和４年（行ヒ）第３７３号
令６・７・１８一小判　破棄自判
民集７８巻３号本誌１８４３号

租税特別措置法施行令（平成２８年政令第１５９号による改正前のもの）３９条の１１７第８項５号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう。

刑事

○ 不正に入手した暗号資産ＮＥＭの秘密鍵で署名した上でＮＥＭの移転行為に係るトランザクション情報をＮＥＭのネットワークに送信した行為が刑法２４６条の２にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例

令和４年（あ）第１４６０号
令６・７・１６三小判　棄却
刑集78巻3号本誌1843号

暗号資産ＮＥＭのネットワークに参加している者は、自らの管理するＮＥＭアドレスに紐づけられている秘密鍵でＮＥＭの取引に必要な情報（トランザクション情報）に署名しなければ、ＮＥＭの取引を行うことができないのであるから、秘密鍵で署名した上でトランザクション情報をＮＥＭのネットワークに送信することは、正規に秘密鍵を保有する者によるＮＥＭの取引であることの確認のために求められるものといえるという本件事情の下では、不正に入手した秘密鍵で署名した上でＮＥＭの移転行為に係るトランザクション情報をＮＥＭのネットワークに送信した行為は、正規に秘密鍵を保有する者がＮＥＭの取引をするものであるとの「虚偽の情報」をＮＥＭのネットワークを構成するＮＩＳノード（サーバ）に与えたものというべきである。
（補足意見がある。）

最高裁判所裁判例要旨

民事

○ 飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例（昭和３７年大津市条例第７号。令和元年大津市条例第２５号による改正前のもの）１１条１項１号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和４年（行ヒ）第３１９号
令６・６・２７一小判　破棄自判
裁判集民271号本誌1842号

飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者が、大津市職員退職手当支給条例（昭和３７年大津市条例第７号。令和元年大津市条例第２５号による改正前のもの）１１条１項１号の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた場合において、次の⑴～⑶など判示の事情の下においては、同処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、退職手当管理機関の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

⑴　上記の者は、長時間にわたり相当量の飲酒をした直後、帰宅するために自動車を運転したものであり、運転を開始した直後に立体駐車場内で同自動車を駐車中の他の自動車に接触させる事故を起こしたにもかかわらず、何らの措置を講ずることもなく運転を続け、さらに、運転する自動車を道路の縁石に接触させる事故を起こしながら、そのまま同自動車を運転して帰宅した。

⑵　上記の者は、上記飲酒運転等の翌朝、臨場した警察官に対し、当初、上記立体駐車場内での事故の発生日時について虚偽の説明をしていた。

⑶　上記の者は、上記飲酒運転等の当時、上記地方公共団体の課長の職にあった。

（反対意見がある。）

記事

◎叙位・叙勲（８月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和６年８月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

静岡地方・家庭裁判所判事補
東京地方・家庭裁判所判事補　河口嵩朋
（１０月２日）

東京高等裁判所判事
大阪高等裁判所判事　辻川靖夫

大阪高等裁判所判事
高知地方・家庭裁判所長　伊藤　寿

高知地方・家庭裁判所長
福岡地方・家庭裁判所判事　冨田敦史

福岡地方・家庭裁判所判事
福岡高等裁判所判事　井野憲司

名古屋高等裁判所判事
岐阜地方・家庭裁判所長　鈴木正弘

岐阜地方・家庭裁判所長
鳥取地方・家庭裁判所長　加島滋人

鳥取地方・家庭裁判所長
名古屋高等裁判所金沢支部長　吉田尚弘

名古屋高等裁判所金沢支部長
さいたま地方・家庭裁判所越谷支部長　大野和明

さいたま地方・家庭裁判所越谷支部長
さいたま地方・家庭裁判所川越支部判事　飯塚圭一

さいたま地方・家庭裁判所川越支部判事
東京高等裁判所判事　武田美和子
（以上１０月４日）

定年退官
名古屋簡易裁判所判事　立川　忠
（１０月１４日）

東京高等裁判所判事
福岡高等裁判所事務局長　上拂大作

福岡高等裁判所事務局長
福岡高等裁判所判事　松永智史

任期終了退官
水戸地方・家庭裁判所判事　西田祥平
（以上１０月１５日）

水戸地方・家庭裁判所判事
東京家庭・地方裁判所立川支部判事　本多健一
（１０月１６日）

静岡家庭・地方裁判所浜松支部判事補
東京地方・家庭裁判所判事補　志村敬一
（１０月２１日）

（別紙）

叙　位　・　叙　勲（令和６年８月、死亡者のみ）

浦河簡易裁判所判事	本田　貞美	8.3	従五位 瑞小
元富山地方・家庭裁判所長	黒岩　巳敏	8.13	正四位
元熊本簡易裁判所主任書記官	金嶋　博文	8.13	正五位 瑞双
元大阪地方裁判所判事	戸根　住夫	8.14	正四位
元日本弁護士連合会副会長	花井　增實	8.15	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	中条　忠直	8.17	従五位
名古屋高等裁判所判事	吉村　典晃	8.22	従三位 瑞重
元日本弁護士連合会副会長	牧口　準市	8.28	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	山田　慶昭	8.29	従五位 旭小